

○農林水産省令第八号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六条第三項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月九日

農林水産大臣 中川 昭一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第六条第一項第二号中「松山空港」の下に「、新北九州空港」を加え、同条第二項中「旭川空港」の下に「、花巻空港」を加える。

附 則

この省令は、平成十八年三月十六日から施行する。